

掘削に伴う道路占用等工事の取扱基準

平成29年12月28日

(趣旨)

第1条 府中市道路占用規則に基づく道路の占用に伴う道路掘削工事、道路法第24条に基づく承認工事、及び掘削跡の復旧工事について、道路の構造の保全を図ることを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 適用範囲は、市道及び市の管理する道路（以下「道路」という。）とする。

(舗装の分類)

第3条 路面の舗装の種類は、別紙1に掲げるところにより、高級舗装、中級舗装、簡易舗装、及び歩道に区分する。

(掘削工事の制限)

第4条 新設又は改良後の道路については、次の期間内は掘削を許可しない。

- (1) 高級舗装 5年
- (2) 中級舗装 3年
- (3) 簡易舗装 3年
- (4) 歩道 3年

2 次に掲げる事由において、道路管理者が特に必要があると認めるときは前項の規定を適用しない。

- (1) 災害防止、事故の復旧等一般の危険の防止
- (2) 沿道建築物の建替え等に起因する掘削工事
- (3) その他やむを得ない公共事業等

(掘削工事の方法)

第5条 掘削工事の方法については、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 舗装の取り壊しは、粗雑にならないように行うこと
- (2) 舗装部分の取壊し工事に着手する範囲は、1日以内に復旧工事が完了し、通行が可能となる範囲とする
- (3) 掘削による発生材は、埋戻材に使用することができる。ただし、道路管理者が不相当と認めるものについては使用してはならない
- (4) 掘削幅は、安全に作業を行うことができ、かつ、埋戻し及び舗装復旧に支障をきたすことのない必要最小限の幅とする

(工事の受託)

第6条 占用に伴う掘削跡の復旧工事は、占用者が行うものとする。ただし、道路管理者が特に必要と認める場合は、道路管理者が受託することができる。

(復旧工事)

第7条 復旧工事は、別紙1のと通りの構造とし、路盤先行工法とする。

2 現況の舗装構造が別紙1と異なるときは、道路管理者の指示する構造とする。

(路床工)

第8条 埋設物の回りは十分に埋戻し用砂または粒状改良土を充填し、均一な厚さに敷き均して埋設物の上10cmまで締め固めること。

2 埋設物の上10cmから路盤までは良質発生土または改良土を充填し、転圧後の仕上がり厚さは20cm以下とする。

(路盤工)

第9条 クラッシュラン層の施工にあたっては、路盤材料が分離しないよう十分注意し、均一な厚さに敷き均して締め固めること。転圧後の仕上がり厚さは、20cm以下を標準とする。

2 粒度調整碎石層の施工にあたっては、下層路盤面を損傷しないよう十分注意して均一な厚さに敷き均し、所定の密度が得られるまで締め固めること。転圧後の仕上がり厚さは、15cm以下を標準とする。

(仮復旧)

第10条 工程には十分な計画をし、即日仮復旧のうえ交通開放をすること。

2 仮復旧においては路面表示及び区画線についても復旧を行い、平坦になるように施工すること。また、本復旧工事までの間は、その維持修繕に責任を持つものとする。

(復旧面積)

第11条 復旧面積は別紙2を原則とし、道路管理者が決定する。

(本復旧)

第12条 本復旧は、自然転圧のため仮復旧から原則2週間程度の期間をあけて行うこと。

2 舗装の接着については次のとおり行うこと。

- (1) 路盤材とアスファルト舗装間はプライムコートで接着すること
- (2) 隣接の既設舗装との繋目はシールコートで接着すること
- (3) 段階的に復旧する場合においては、基層と表層間をタックコートで接着すること

(埋戻し復旧跡の検査及び舗装完了の検査)

第13条 舗装完了後は、表層材料、路盤材料、埋戻し材料、舗装厚等について確認できるよう転圧毎の写真を提出して完了検査を受け、合格しなければならない。また、道路管理者が必要であると認めたときは、本市係員と立会いの上で中間検査を受け、合格しなければならない。

(責任期間)

第14条 占有者は、完了検査に合格した日から次の期間中に破損を生じた場合は、速やかに修繕を行うとともに、それに起因する事故の防止に努めるものとする。

- (1) 高級舗装、中級舗装、簡易舗装 12か月
- (2) 砂利道、歩道、舗装平板歩道 6か月

(道路管理者の代行及び費用負担)

第15条 道路管理者は、第10条第2項に規定する仮復旧の期間及び第14条に規定する責任期間において、占有者に復旧箇所の修繕等を指示したにもかかわらず、占有者がその指示事項を履行せず、又は履行内容が不十分であると認められる場合は、占有者に代行して当該工事等を行うことができる。この場合において、占有者は、当該工事等にかかった費用を負担しなければならない。

(残置物)

第16条 道路における占有物件等の残置は原則として認めない。ただし、道路構造の保全上等の理由により残置が必要な場合であって、道路管理者が特に認めたときは、道路管理者に申請書を提出し、承認を受けたのちに残置することができる。

- 2 残置の承認を受けた者は、その管理について次の責任を負う。
 - (1) 道路管理者から残置物件撤去の指示があったときは、これに従うこと
 - (2) 残置物件に起因して道路損傷や事故、第三者との紛争が生じたときは、損害を賠償し、紛争を解決すること

(工事施工上の注意)

第17条 占有者は、工事の施工にあたり、付近の住民に迷惑のかからないよう十分に主旨の周知を行うとともに、一般の通行に支障のないように施工すること。通学路においては、特に慎重に施工し、事故のないよう留意すること。

- 2 占有者は、夜間工事においては、照明設備等の十分な安全対策を行い、騒音のないように努めること。
- 3 占有者は、新改築に伴うガス、水道、公桝等の取付による掘削について十分打ち合わせたうえで、掘削面積を最小限にし、かつ、仮復旧の期間が必要以上に長くなることのないように留意すること。

付則

この基準は、平成29年12月28日から施行する。